

改正

平成19年3月20日告示第20号

平成19年11月22日告示第83号

平成20年3月26日告示第31号

平成20年8月20日告示第64号

平成23年3月31日告示第29号

令和6年9月30日告示第89号

高萩市広告掲載取扱要項

(目的)

第1条 この要項は、市が発行する印刷物その他広告掲載が可能なもの(以下「広告媒体」という。)に民間企業等の広告を掲載することにより、民間企業等との協働による市の新たな財源の確保を図り、もって市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(掲載物)

第2条 広告媒体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市が発行する広報紙、印刷物
- (2) 市公式ホームページ
- (3) 市で使用する封筒(以下「封筒」という。)
- (4) 市長が指定する公用車
- (5) その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの

(広告の制限)

第3条 広告媒体に掲載することのできる広告は、公共性を損なうおそれのないものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 法令等の規定に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 当市の信用若しくは品位を害し、又は業務遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 政治団体又は宗教団体が広告主体となるもの
- (4) 政治、経済、社会、宗教等に関する主義又は主張に関するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に関する広告又はこれらの従業員等の募集に関するもの

- (6) 詐欺的その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- (7) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- (8) 個人の氏名を宣伝するもの
- (9) 貸金業に関するもの
- (10) 善良の風俗又は正常な商習慣を害する表現のある次のようなもの
 - ア 広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享乐的な面を強調するもの
 - イ 風紀上好ましくないとされるもの
 - ウ 暴力、脅迫その他の犯罪行為を誘発するおそれのあるもの
 - エ 自己の優位性を強調するために他を中傷し、又は引き合いに出すもの
 - オ 虚偽、誇大又は紛らわしい等により利用者に誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの
 - カ 他人の名誉を傷つけ、又は他人に不快な印象を与えるおそれのあるもの
- (11) その他掲載広告として不相当であると市長が認めるもの
(広告の位置等)

第4条 広告の位置、規格、掲載期間及び広告掲載料は、別表のとおりとする。ただし、別表に定めのないものについては、その都度定めるものとする。

(掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（市税を滞納していない者に限る。）は、高萩市広告掲載申込書兼市税納付状況調査・確認同意書（様式第1号）に掲載しようとする原稿（市公式ホームページの掲載にあつては、市長が指定する電子媒体に記録したもの）を添えて市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあつたときは、速やかに広告掲載の可否を決定し、高萩市広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込みをした者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第6条 前条の規定による広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日（以下「指定期日」という。）までに広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第7条 納入済の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(広告主の責任)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し等)

第9条 広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消し、又は広告の掲載を取りやめるものとする。

- (1) 広告主が広告掲載料を指定期日までに納入しなかったとき。
- (2) 虚偽の広告掲載であることが判明したとき。
- (3) 第3条の要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消すとき、又は取りやめるときは、高萩市広告掲載取消等通知書(様式第3号)により広告主に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年8月18日から施行する。

附 則 (平成19年告示第20号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年告示第83号)

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第31号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第64号)

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第29号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年告示第89号)

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

種類	位置	規格	掲載期間	広告掲載料	備考
市報たかはぎ	表紙及び裏表紙 を除いた市長が	白黒1段 45mm×170mm	月号単位(1回) の申込みにつ	18,000円	同規格の掲載期 間が連続6か月

	指定するページの下面	白黒半段 45mm×81mm	き、最長12か月)	9,000円	以上11か月以下の場合にあっては1回分を、連続12か月の場合にあっては2回分を減額する。
		カラー1段 45mm×170mm		26,000円	
		カラー半段 45mm×81mm		13,000円	
	裏表紙	カラー1段 50mm×170mm	月号単位（1回の申込みにつき、最長3か月)	40,000円	
		カラー2段 105mm×170mm		80,000円	
	市公式ホームページ	トップページ	G I F 60ピクセル×150ピクセル	1月単位（1回の申込みにつき、最長12か月)	5,000円
封筒	発送用	裏面で市長が指定する位置	1 枠50mm×100mm以内		1 枚当たり 4 円 左記の金額に印刷代金等は含まない。市があらかじめ用意する封筒に広告主が印刷するものとする。
	窓口用	表面で市長が指定する位置	1 枠50mm×100mm以内		
		裏面で市長が指			1 枚当たり 5 円

	定する位置			円	は含まない。
市長が指定する 公用車	大型自動車は、 背面で市長が指 定する位置	縦400mm× 横1,000mm	1月単位（1回 の申込みにつ き、最長12か月）	1台につき 4,000円	ラッピングフィ ルム（特殊フィ ルム）等による はり付け。左記 の金額にフィル ムの作成料等は 含まない。
	上記以外の自動 車は、側面（両 面）で市長が指 定する位置	縦350mm× 横500mm			

高萩市長 宛て

住 所
法人・団体名
代表者氏名
電 話 番 号

高萩市広告掲載申込書兼市税納付状況調査・確認同意書

次のとおり、広告を掲載したいので、原稿を添えて申し込みます。

また、この申請に当たり、市税の滞納はありませんので、市税の納付状況を調査・確認することに同意します。

市報たかはぎ

掲載希望規格	<input type="checkbox"/> 白黒1段（縦45mm×横170mm）	
	<input type="checkbox"/> 白黒半段（縦45mm×横81mm）	
	<input type="checkbox"/> カラー1段（縦45mm×横170mm）	
	<input type="checkbox"/> カラー半段（縦45mm×横81mm）	
	<input type="checkbox"/> 裏表紙カラー1段（縦50mm×横170mm）	
	<input type="checkbox"/> 裏表紙カラー2段（縦105mm×横170mm）	
掲載希望月号	<input type="checkbox"/> 1回掲載	年 月号
	<input type="checkbox"/> 連続掲載	年 月号～ 年 月号（ 月間）

※広告紙面の色やバランスを考慮して、内容を調整する場合があります。

市公式ホームページ

掲 載 期 間	年 月号～ 年 月号（ 月間）
リンク先（URL）	

封筒

封筒種別	枚数	枚数
	枚（1枚（50mm×100mm））	枚

市長が指定する公用車

掲 載 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
車 種	大型自動車 それ以外の自動車

※該当する□に△印を付けてください。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

高萩市長

印

高萩市広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

1 掲載する。

なお、広告掲載料は、同封の納入通知書により指定期日までに市指定金融機関で納入してください。

2 掲載しない。

理由

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

様

高萩市長

印

高萩市広告掲載取消等通知書

年 月 日付けで決定した広告の掲載について、次の理由により広告掲載の決定を（取り消し・取りやめ）ますので、通知します。

取消し等の理由